

■更新年のお知らせ

日頃より、当工業会のホルムアルデヒド自主管理活動にご理解とご協力を頂き、誠にありがとうございます。

さて、来年 2015 年は「更新年」となりますのでご連絡させていただきます。

2009 年から 3 年ごとに「更新年」を設け、登録商品の更新手続きを一括で実施して頂いております。今回から、8 月までに 4 回開催される審査委員会で更新手続きを完了して頂くことになりました。登録会社の皆様には、お忙しいところ大変お手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力くださいますよう宜しくお願い致します。

なお、更新年となる来年 2015 年は、天然系塗料・アルキド樹脂系塗料（変性した商品を含む）の維持管理審査は、実施致しません。宜しくお願い致します。

1. 更新手続きの流れ

- ① 事務局から登録各社のご担当者宛てに「更新手続きのご連絡」を送らせて頂きます。

今回の御連絡（Eメール、FAX又は郵送）がこれに当たります

- ・ 更新手続きは、更新年までに登録されている全商品が対象となります（更新年内に新規登録されたものを除く）。事務局からの連絡後（2014 年 11 月以降）に新規登録された商品があれば追記の上、ご提出ください。
- ・ 登録商品名等を印字した更新関係資料の一部を送付させていただきます。
- ・ 更新しない場合は、商品登録廃止届出書（様式 06）をご提出下さい。

- ② 「資料受領届」に更新する商品数等を記入し、**11 月 28 日（金）までに事務局にご提出ください。**更新手続きにかかる費用は、更新する商品数を「資料受領届」にて確認後、請求書を送付させていただきます。

- ③ 必要資料（同封の資料以外に、当工業会ホームページからダウンロードが必要な資料があります。詳しくは自主管理要領を参照下さい。）を作成し、資料提出締切日までに郵送にて審査委員会宛てにご提出下さい。審査委員会の開催日程は、当工業会ホームページの「事務局よりお知らせ」にてご確認ください。

※更新手続きにおける注意事項

更新手続きは、更新年の 8 月までの審査会（2 月、4 月、6 月、8 月の 4 回）で手続きを完了する必要があります。それまでに未完了の場合、または資料提出がない場合は、更新不可（登録廃止）となりますのでご了承下さい。再度登録を希望する場合は、新規に登録手続きをとることになりますのでご注意ください。早めの手続き完了をご推奨いたします。

8 月までの資料提出締切日

審査開催月	資料提出締切日
2 月	2 月 9 日（月）
4 月	4 月 13 日（月）
6 月	6 月 1 日（月）
8 月	7 月 27 日（月）

- ④ ご提出頂いた資料は、審査委員会にて審査されます。更新手続きは 8 月審査までに完

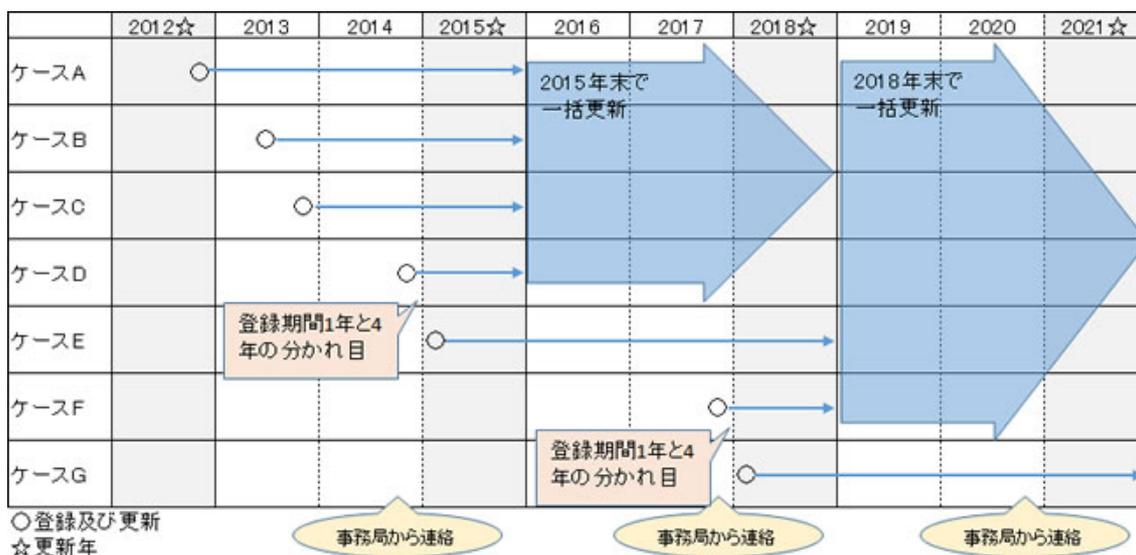
了して頂くこととなりますので早めにご準備ください。

- ⑤ 審査に合格すると更新証明書が発行されます。 登録有効期間は次回の更新年末までです。

2. 登録有効期限について

新規登録または更新された時期と更新年の関係から登録証明書の有効期間に差（最短 1 年～最長 4 年）が生じます。事前確認・ご了承の上申請下さい。

例えば、2014 年 12 月末に新規登録された場合、登録証明書有効期間は、次回更新年の 2015 年 12 月末までとなります（最短 1 年）。一方、2015 年 1 月以降に新規登録された場合の登録証明書有効期間は、次々回更新年の 2018 年 12 月末までとなります（最長 4 年）。



登録会社は更新年に登録商品全てを一括で更新手続きする必要がある。但し、更新年内に新規登録された商品は除く。
例: 2015 年以内に登録された商品は、2018 年末までが登録有効期限となる。

3. 登録費用について

- ① 審査登録料（単位：円）

商品数		会員	会員以外
一申請につき登録 塗料分類当り	10 商品以下	一律 5,140	一律 10,280
	11 商品以上	1 商品当り 510	1 商品当り 1,020

- ② お振込み先

取引銀行：みずほ銀行 恵比寿支店（188）普通預金 8048123

口座名：一般社団法人日本塗料工業会 自主管理口

フリガナ：(社)ニホンリョウコウギョウカイ ジシユカンリゲチ

4. お問い合わせ先

一般社団法人日本塗料工業会 ホルムアルデヒド自主管理審査委員会 事務局

TEL:03-3443-2011 FAX:03-3443-3599

Eメール: anzen@toryo.or.jp